

○倉敷管弦楽団規約施行細則（R7. 1. 6 改正）

（趣旨）

第1条 この細則は、倉敷管弦楽団規約（以下「規約」という。）の施行について必要な事項を定める。

（入団）

第2条 規約第6条第1号の申込みは、任意の方法で行うことができるものとする。

2 団長は、入団の申込みがあったときは、その内容を入団希望者の希望するパートのパートマネージャーに伝達するものとする。

3 パートマネージャーは、前項の伝達があったときは、入団希望者の入団の意思を確認するとともに、練習への参加を呼びかけるものとする。

4 パートマネージャーは、入団希望者が本楽団にふさわしいと判断したときは、団長にその正式な入団を提案するものとする。

5 団長は、前項の提案があったときは、役員会において入団の可否を協議するものとする。

6 規約第6条第2号の審査は、団長が指名した者で行うものとする。

7 規約第6条第3号の届出は、第5項の協議において入団が承認された後にパートマネージャーを経由して行うものとする。

8 団長は、入団希望者が正式に入団したときは、その旨を全団員に報告するものとする。

9 団長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入団希望者の申込みを拒むことができる。

（1）パートの定員を著しく超えるとき。

（2）入団希望者が練習及び本楽団が主催又は参加する演奏会等（以下「演奏会」という。）に参加することが困難と認められるとき。

（3）入団希望者の演奏技術が本楽団に著しく不相当と認められるとき。

第2条の2 前条の規定は、主に本楽団の運営に携わる者を団員とする場合について準用する。この場合において、前条第2項及び第4項は適用せず、同条第3項中「パートマネージャー」とあるのは「団長」と、「前項の伝達」とあるのは「入団の申込み」と、「練習」とあるのは「運営業務」と読み替え、同条第5項中「前項の提案があったとき」とあるのは「入団希望者が本楽団にふさわしいと判断したとき」と読み替え、同条第7項中「入団が承認された後にパートマネージャーを経由して行うものとする。」とあるのは「入団が承認された後に行うものとする。」と読み替えるものとする。

（休団）

第3条 休団を希望する団員は、パートマネージャーを経由して団長にその旨を申し出なければならない。

（退団）

第4条 退団を希望する団員は、パートマネージャーを経由して団長にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定は、主に本楽団の運営に携わる者について準用する。この場合において、前項中「パートマネージャーを経由して団長に」とあるのは「団長に」と読み替えるものとする。

（役員の所掌業務等）

第5条 役員の所掌業務及び定数は、次のとおりとする。

役員	所掌業務	定数
団長	本楽団を代表し、団務を統括する。	1名
インスペクター	本楽団の諸活動の企画及び実施を統括する。	1名
コンサートマスター	本楽団の演奏を統括する。	若干名
マネージャー	本楽団の運営に関する実務を処理する。	若干名
ライブラリアン	本楽団の楽譜の整備及び管理を行う。	若干名
パートマネージャー	パートの庶務を処理する。	各パート1名
監事	本楽団の会計及び役員の業務執行の状況等を監査する。	2名
その他の役員	特命事項を処理する。	若干名

（役員及び選曲委員の解任）

第6条 役員及び選曲委員が次の各号のいずれかに該当するときは、団員総会の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員及び選曲委員としてふさわしくない行為があったとき。

(議長の選出等)

第7条 団長は、団員総会を招集したときは、出席団員の中から議長の選出を行う。

2 議長は1名とし、団員総会の議事を進行する。

(議決)

第8条 団員総会の議事は、出席団員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(団員名簿)

第9条 団長は、本楽団に在籍する団員の名簿を作成するものとする。

(チケット)

第10条 団員は、演奏会のチケットを積極的に販売しなければならない。

2 演奏会に参加する団員は、原則としてチケットノルマ（以下「ノルマ」という。）を負担するものとする。

3 ノルマの数量及び金額等は、演奏会の都度定める。

4 団員は、ノルマに係るチケットは返券できないものとする。

5 演奏会に参加する団員は、ノルマ以上のチケットの販売に努めるものとする。

6 演奏会に参加しない団員及び休団中の団員は、チケットの販売に協力するものとする。

7 チケットの種類は原則として一般券、学生券及び招待券とし、学生券は小学生から大学生までを対象とするものとする。

(客演指揮者等)

第11条 団長は、演奏会の指揮及び練習の指導を団員以外の者に依頼することができる。

(エキストラ)

第12条 団長は、本楽団の演奏活動を補助させるため、エキストラを招聘することができる。

2 前項に定める招聘に係る費用については、次のとおりとする。ただし、団長が特に止むを得ないと認めるときはこの限りでない。

費用	区分	金額
出演謝礼	社会人	演奏会当日 15,000円
		事前の練習1回につき 1,000円
	学生	演奏会当日 10,000円
		事前の練習1回につき 1,000円
交通費	倉敷市、岡山市、玉野市、総社市及び早島町	1回につき 1,000円
	上記以外の場所	1回につきJR又は井原鉄道運賃相当額
宿泊費		実費

3 団長は、本楽団の責めに帰すべき事由によりエキストラの招聘を取りやめたときは、前項に規定する金額の範囲内で、当該エキストラに対し費用を支出することができる。

(日本アマチュアオーケストラ連盟への協力)

第13条 本楽団は社団法人日本アマチュアオーケストラ連盟（以下「JAO」という。）に対し、次に掲げる協力を行う。

(1) JAO総会又は運営協議会への出席

(2) JAOフェスティバル（年1回各地持ち回りの演奏会）への参加

2 本楽団は、前項各号に掲げる協力を推進するため、団員に対し次の補助を行うものとする。

区分	金額
JAO総会又は運営協議会出席者	参加費、交通費及び宿泊費

平成14年 1月 7日 制定 令和 4年 1月10日 改正

平成22年 1月 4日 改正 令和 5年 1月 9日 改正

平成25年 1月 7日 改正 令和 7年 1月 6日 改正

平成26年 1月 6日 改正

平成27年 1月 5日 改正